

第1回美里町総合教育会議会議録

日 時 平成30年10月24日(水曜日)午前10時開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
教育委員会委員	成 澤 明 子
教育委員会委員	留 守 広 行
教育委員会委員	千 葉 菜穂美
教育委員会教育長	大 友 義 孝

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐々木 義 則
総務課秘書室課長補佐兼総合調整係長兼広報広聴係長	齊 藤 眞

意見聴取者

教育次長兼教育総務課長	佐々木 信 幸
教育総務課学校教育環境整備室 長	佐 藤 功太郎

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町教育大綱について

(2) 美里町立学校へのエアコン設置について

第4 その他

第5 閉 会

午前10時 開会

日程第1 開会

総務課長（佐々木義則） 皆様、おはようございます。本日進行を努めさせていただきます総務課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、平成30年度第1回美里町総合教育会議を開催させていただきます。

日程第2 挨拶

総務課長（佐々木義則） 初めに、相澤町長より御挨拶を申し上げます。

町長（相澤清一） どうも皆様、おはようございます。

本日は、第1回目の総合教育会議ということで、大友教育長初め教育委員の皆様には、大変お忙しい中、御多忙のところお集まりをいただきまして感謝を申し上げます。

今お話ありましたウイノナにきょうの6時に全部で31名、子供が中学生が15名、そして高校生が8名、今回は南郷高校からの2名ということで、31名の方が元気で出発をいたしました。非常にあちらは寒いようですので、風邪など引かないようにということをお話をさせていただきました。

また、昨日小牛田農林高校で火事がございまして、原因は一番は体育館の屋上の照明灯の、本来は上下動くようになっているんですけども、地震で壊れて動かなくて、そのまま上でショートしたということで、なかなか下にも下げられなかったもので、それで消防車を呼んだということで大騒ぎになりました。本当に私もびっくりしたんですけども、そういうふうなことがございました。

本当に大分寒くなってまいりました。ひところの暑い夏が終わりを告げましたと思ったら、もう冬の足音が聞こえるような、そういうふうな季節になってまいりました。

当然エアコンのお話もございまして、エアコンの話も忘れてしまうほど寒くなってきたなど、そのように思っているところでございます。

今日は、今年度初めての総合教育会議ということでございます。美里町教育大綱についてとエアコンについての2点を協議させていただきます、教育委員の皆様には議論を進めてまいりたいと存じます。

1点目の美里町教育大綱につきましては、平成28年度第1回美里町総合教育会議において、事務局がお示しました大綱案を教育委員会が内容等を精査していただくということでござい

ました。

本日の会議では、教育委員会において協議していただいた、その内容についてこれまでの調整経緯も含め、御説明いただけたらと思っているところでございます。

また、2点目のエアコン設置につきましては、先ほど来申し上げましたけれども、非常に暑い夏が例年のように続いておりまして、議会からもぜひ早急な体制をとって整備をしてほしいという提言もいただいておりますので、そういう面で、今教育委員会でも御説明いただきますので、そういう面で議論を進めていただきたいなと思っております。

短時間の時間となりますけれども、スムーズに会議が進められるようお願いを申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

続きまして、大友教育長から御挨拶をお願いいたします。

教育長（大友義孝） 皆さん、おはようございます。

本日は、第1回目となります総合教育会議、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

相澤町長には本当に公務御多忙のところ時間を割いていただきまして感謝申し上げたいと思います。

町長も今申し上げられたようですが、大分寒くなってまいりました。このまま冬になるのかというふうな気候でもございます。

おととい県の高橋教育長と要望会ということで、教育長部会をさせていただきました。31年の取り組みについて数点要望を申し上げてきたところでございます。

その中身は、職員の人事にかかわる、教職員の人事にかかわる所見もございました。いろいろと今仙台市が35人学級ということを進めておりまして、そちらのほうに県の教職員も応募しているという状況のもとから、平成31年の教職員の定数についても新規採用も含め、いろいろと苦慮している状況のようでございます。

いろいろと要望は申し上げてまいりましたが、なかなか落ち着くところはどこなのかなというふうな心配な点もございますが、もう調整に入っているという段階でございます。

また、12月6日でございますが、本町南郷中学校校区を今対象にしております志教育というものがございます。こちらについては、今まで取り組んでいなかったわけではなくて、ずっと行って来たんですが、今回初めて、小学生、中学生、高校生を一堂に会しましてテーマを持っていろいろ討議をするというふうな内容に、今年度は持ってきたわけでございます。県内の全教

育委員会のほうには学校も含めてでございますが、既に通知をしているところでございますので、町長も御出席を賜ればなというふうにも思っております。そういったことで、開催する予定でございます。

なお、うれしいお知らせでございます。今度の日曜日でございますが、南郷小学校のマーチングバンド、東北大会に出場することに決まりまして、28日、仙台市体育館、今カメイアリーナというんですかね、そちらのほうで演奏してることになってございます。できれば、小学生部門優勝してほしいなというふうに思っているところでもございます。

今日は2つの案件でございますが、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは初めに、本日の議事録署名委員の選出について、事務局のほうからお諮りさせていただきたいと思います。

本日の会議における議事録の署名につきましては、成澤委員、それから、留守委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

日程第3 協議事項

総務課長（佐々木義則） それでは次に、3番の協議事項に入らせていただきたいと思います。

座って進行させていただきます。

本日の協議事項につきましては、美里町教育大綱についてと地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項及び美里町総合教育会議設置規則第4条第2項の規定により、平成30年10月12日付で教育委員会より依頼がありました美里町立学校へのエアコン設置についての2点の事項について協議をお願いいたします。

初めに、1点目の美里町教育大綱についてを協議いたします。

美里町教育大綱についてでございますが、町長の挨拶にもございましたが、平成28年第1回総合教育会議において、事務局から美里町総合計画総合戦略における教育に関する項目に沿った大綱案を示させていただきました。

協議の結果、事務局が作成した大綱案を教育委員会が持ち帰って教育委員会定例会で精査していただくこととなっております。

また、美里町教育振興基本計画についても、教育委員会で策定をするかしないかを検討する

こととのございました。これらも含めまして、教育委員会での教育振興基本計画について御説明をお願いしたいと思います。

教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 美里町教育委員会の佐々木でございます。

今お話のありました美里町教育振興基本計画の策定の経緯、それから、計画書の内容につきましては、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

今総務課長からお話がありましたとおり、平成28年7月28日、平成28年度第1回の美里町総合教育会議において、美里町教育大綱（案）を町長から提案をされたところでございますが、美里町教育委員会がそれを持ち帰りまして、大綱（案）についての調整、それから、大綱（案）と同時に、美里町教育振興基本計画を策定するかどうか、そういったところも含めまして、教育委員会の中で協議をしまいったところでございます。

そこで、教育委員会の中でそのことについて協議された内容ですけれども、まず、その教育大綱（案）を教育委員会で調整する前に、教育振興基本計画をまず前提としてつくりましょうと。その前提としてつくった教育振興基本計画をもとに大綱（案）として町長に御提案してはどうかということが協議されたところでございます。

ですので、順番といたしましては、まず、教育振興基本計画の策定に先に取り組んできたというところでございます。

この協議につきましては、美里町教育委員会の定例会、臨時会も合わせまして11回ほどその議題として協議をされてございます。

まず、初めのほうでその確認がされましたのは、先ほど申し上げたとおり、教育振興基本計画の策定を前提にして教育大綱を提案すると。それから、策定の期間ですけれども、おおむね1年間程度、これは平成29年2月の教育委員会定例会の内容で確認をしておりますけれども、その時点でおおむね1年間で計画案を策定すると。途中ではパブリックコメントを実施するというような内容が協議されてございます。

それと、教育振興基本計画をつくるに当たりましては、他の自治体、4つほど自治体の策定した教育振興基本計画も参考にしております。美里町と同規模程度の自治体のものというふうには伺っております。

それから、教育振興基本計画をつくる際には、当然ですけれども、国が示している教育振興基本計画を参酌していくというのが、これは定めとしてありますので、それをもとに参酌してつくると。

それから、それと同時に、県が策定しました教育振興基本計画も参考に進めるということが初めのほうで確認されております。

ただ、当初協議が始まった時点ではまだ県の教育振興基本計画が示される前でしたので、これは、協議の途中で発表されたものを組み入れ、参考にするというふうになってございます。

それが大体平成29年の9月の定例会のころなんですけれども、県の教育振興基本計画がホームページで公表されたため、これに沿った形でいきたいと思いますということで確認をされているところでございます。

それから、当初は教育大綱（案）についてという議題だったのですが、継続協議をずっとしていく中で、9月の定例会からは美里町教育振興基本計画についてという議題に変えて、まず教育振興基本計画からということでの協議が行われてございます。

内容につきましては、美里町のもともとの町長案として示された大綱案につきましては、平成27年度中に策定作業をして、平成28年度から適用されております美里町の総合計画総合戦略から項目を抜き出したような形でつくられておったんですけれども、美里町教育委員会としては、それも含めてですけれども、教育振興基本計画をつくって、それをもとに大綱（案）にしましょうというところでの整理をしております。

それで、教育振興基本計画をつくっていく中で、そのもともとの総合計画総合戦略との、ちょっとずれのようなものが多少は出てきたんですけれども、教育振興基本計画をつくることで、将来的に総合計画にも反映させていきたいと思いますという考えもございまして、総合計画にないものも含めて教育振興基本計画には盛り込むというふうな形になってございます。

それから、教育振興基本計画の中に策定の途中でですけれども、芸術文化の振興、それから生涯スポーツの振興、それから生涯学習の部分、そういったものも盛り込んでございます。これは、教育委員会の所管ではなく、町長部局の所管のテーマになるわけなんですけれども、一応教育の一環ということで、これも教育振興基本計画の中には盛り込みましょうということになったのですが、同時に、これは町長部局の確認も必要だということで、まちづくり推進課にその部分は調整をお願いしながら進めてきたところでございます。

それで、教育振興基本計画の構成といたしまして、まず、当初は3つの分野で構成を考えてございまして、「現状と課題」、それから「目指すべき将来像」、それと「具体的な取り組み」というふうな3段階で内容を整理していきましょうと。取り上げる分野としましては、大きく分けて学校教育、それから社会教育、生涯学習というふうな分類で構成をしていきたいと思いますというふうなところで協議を進めております。

それから、この経過の途中で、当初は10年間という計画期間も考えてはあったんですけども、総合計画の計画期間、それと合わせたほうがいいのではないかというふうな協議になりまして、当時既に総合計画がスタートしておりましたので、その最後の年度を合わせるということで、計画期間を3年間という短い期間に設定をして、計画の協議を進めております。

それから、目標年度も総合計画と合わせた2040年度にするというふうな整理としております。

あと、総合計画にないもので「防災・安全・命の教育」、それから、「子供の貧困問題」、「不登校・いじめ防止」などにつきましても課題として取り上げまして、今回の教育振興基本計画の中には盛り込んでいきたいと思いますということで整理をしております。

それで、おおむねその協議が整いまして、平成29年12月28日に臨時会が行われまして、その中でこの美里町教育振興基本計画、最終的な協議をさせていただきます。

そして、年が明けまして、平成30年1月11日から公表を行いまして、1月18日から2月16日までの30日間パブリックコメントを実施いたしまして、意見の聴取を行ったところでございますが、実際は意見の提出はございませんで、そのパブリックコメントの実施期間が過ぎました2月26日、教育委員会定例会でそのパブリックコメントでの意見の提出がなかったという結果について、まず一旦可決をしております。

それから、1カ月後、平成30年3月26日、美里町教育委員会定例会議におきまして、教育振興基本計画の策定についてを審議いたしまして、可決をしたというところで、美里町教育委員会としてこの美里町教育振興基本計画の策定に至ったというのが経緯でございます。

それでは、教育振興基本計画の内容について、少しですけれども、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、事前にお配りいただいていると思うので、特徴的な部分だけをちょっと抜き出してお話をさせていただきたいと思っております。

まず、基本計画の策定の背景、1ページになります。章立てが第1章から第6章までの章立てになっておりまして、第1章につきましては、策定の背景、趣旨、位置づけ、計画期間などについてうたっております。

まず、この教育振興基本計画の位置づけといたしましては、美里町総合計画の具体的な取り組みの考え方を示すための分野別計画と、総合計画の分野別計画という位置づけをとっております。

それで、本町の教育の振興を図る施策とするという位置づけになってございます。

2ページに移ります。

計画の期間につきましては、先ほどお話ししましたが、2020年度までの3年間といたします。これは、総合計画の終わりの年度と合わせるということで、調整をしたところでございます。

目標年度も総合計画と合わせた2040年を目標年度とするということです。

6の計画の構成なんですけれども、(2)のところですか。第3章から第5章につきましては説明がございまして、まず、この教育部門を大きく2つに大別しております。1つが学校教育、それから、社会教育と生涯学習、この2つの項目で大きくくくっております。

それで、学校教育につきましては、ここに記載しておりますけれども、9つの個別分野にそれぞれ分類をしております。

この中に、先ほどちょっと申し上げましたが、(4)の不登校・いじめ防止、それから、(7)防災・安全・命の教育、(8)子どもの貧困問題、こういったものも新たに取り上げているところでございます。

2つ目の大きなくくりの社会教育・生涯学習につきましては、7つの個別分野に分けて分類しております。

合わせて16の分野がございまして、これを16の分野ごとに第3章では、現状と課題をこの16の分野ごとに取り上げてございます。

それから、これが5ページからですね。第3章現状と課題、大きい1が学校教育、大きい2が社会教育・生涯学習となっておりますが、それぞれさっき申し上げました9つと7つの個別分野に沿って課題を整理しているところでございます。

それから、第4章に移りますと、資料では15ページになりますが、目標となっております。これも第3章の課題の整理と同じように、大きなくくりの2つ、それから、それぞれの個別分野ということで、16項目について目標を定めているところでございます。

それから、またページが飛びますけれども、第5章、19ページ、これは目標に向けた施策の展開について示している部分でございまして、やはり、同じように16の項目につきまして、課題整理をして目標を定めたものについて、今度はどういう取り組みをしていったらいいのかということで、その方向性、それから、それぞれの施策について記載をしているところです。

1つの分野に対して複数の施策を挙げまして、具体的な取り組みを上げているというつくり方になってございます。

それから、28ページ、最後のページですが、第6章、ここにつきましては、計画の推進と進行管理ということで定めております。通常こういった計画をつくると、そのあたりにアクションプランや実施計画ということで、例えば何年後にこういった事業をする、何年後にこれをす

るというふうな方向性もさらにつける場合もあるんですけども、今回は、3年間ということで、短い計画期間ということで、そういったアクションプランは策定せずに、全ての計画を取り組みましょうということでの考え方となっております。

それから、2につきましては、点検・評価と進行管理ということであっております。

3番、次期総合計画につなげる本計画の見直しなんですけど、2020年度までの計画ということで、2019年度からは見直しをかけて、総合計画の見直しと並行しながら進めていこうというふうな考えで整理をしているところでございます。

それで、全体的な話になるんですけども、今現在ある総合計画総合戦略がございますけれども、この教育振興基本計画をつくる過程で、やはりそちらの総合計画にないものをこれに盛り込んでいるという状況になっております。そういった意味では多少ずれがあるということなんですけど、そこは、実はこの次の総合計画総合戦略を見直しするときには、当然この基本計画も参考にするといいですか、これをもとに総合計画の教育分野については、整理をさせていただきたいというふうな考えもございまして、この教育振興基本計画を整理しているというのがございます。

すみません。雑駁なんですけど、教育振興基本計画の内容については、説明を以上とさせていただきます。

それで、この教育振興基本計画自体、3月の定例会で教育委員会で可決をしているところでございますので、教育委員会上は、一応既に施行されているといいですか、運営されている状況にはなるんですけども、先ほどちょっと申し上げましたが、内部部分で町長部局が本来すべき内容が含まれております。文化の振興、それから、生涯スポーツの振興あるいは生涯学習の部分的なところですが、そういったものがありますので、今この教育振興基本計画につきましては、教育委員会で可決、確認ということなんですけど、町長部局の内容も含むということで、本日改めてこの内容について御説明を申し上げまして、町長部局での確認をしていただくという手続、それから、この内容でよしということであれば、改めて決裁をいただきまして、町長までの決裁をいただくということで、教育委員会だけではなく、美里町も含めた教育振興基本計画と位置づけていただければなというふうな思っております。

それから、一番最初に、町長のほうから提案をいただきました教育大綱についてのことで、ちょっとお話をさせていただきます。

本日資料としておつけしてはおりませんが、教育大綱(案)につきましてもこの教育振興基本計画をつくる過程で教育委員会のほうで条項整理をしたところでございます。この教

育振興基本計画が策定されました3月の定例会におきまして、その大綱（案）を教育委員会の中で協議をしているところでございます。

内容につきましては、この教育振興基本計画の項目立て、中心となる部分を抜き出すような形で大綱（案）を協議したところでございます。

3月の定例会で一部字句の修正等がございましたので、4月にずれ込んでおりますけれども、教育振興基本計画の大枠、アウトラインから項目を抜き出した形で大綱（案）としております。

項目立てにつきましては、同じように、学校教育と生涯学習・社会教育の2つの分野についての大きな目標を定め、それらに対する個別分野の目標、方向性、施策などを並べている形としてつくってございます。

平成30年4月24日、今年度になりましてからの定例会議におきまして、部分修正した美里町教育大綱の案、これについては、教育委員会としては確認をしているところでございまして、これをもとに教育委員会から総合教育会議に諮っていただきましょうかという話をその時点ではしているというところでございます。

以上、私のほうから教育振興基本計画と大綱（案）に対しての説明とさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、教育長のほうから。

教育長（大友義孝） ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

経過については、今教育次長が話をしたとおりで、提案をいただいてから進めてまいりました。

既に美里町の教育振興基本計画、これは教育委員会で承認しているところでございます。

この教育振興基本計画は、今説明にありましたとおり、教育基本法という法律の中で地方公共団体が行う努力義務ということで提示されております。それをどういうふうに今までの計画どおりで、もう既につくったと。その過程の中にはパブリックコメントも行ってきたというところでございます。

これも今次長からの説明のとおり、公共団体の努力義務なので、教育委員会だけではなく、美里町としてこれを認めていただければなというふうに思っているところでもございます。

そして、教育大綱の部分なんですけど、これは、基本計画の大きい部分での方針の部分、根本となる方針の部分とか、そういったものが大綱に該当するというふうに、もちろんこの基本計画もつくっているものですから、該当しているわけですね。そういった場合においては、教育

委員会と町長のほうと協議の上で、大綱まではいいいんじゃないかというふうなこと、策定することを必要としないのではないかということであれば、教育振興基本計画を大綱にかえることができるというふうに文部科学省の中等教育局長通知で平成26年に出されております。

それで、解釈のところに書いてある部分をお話し申し上げますと、地方公共団体の長が変わったときに大きく教育振興基本計画が変わるというふうな場合は、大綱を変えて検討しなければならないというふうなことを示されています。

そういったことで、大きく総合計画を参酌し、国、県の基本計画も参酌し、つくってきておるものですから、内容的にはマッチしているというふうな内容でございます。

そういったことで、一つの提案なんですけど、まずは教育振興基本計画を自治体として認めていただければなということでございます。

そして、きょうのこの場で協議をしていただいて、大綱を改めて示すかどうか。教育振興基本計画にかえるかというところを調整、協議させていただきたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明等いただいたことに関して質疑に入らせていただきます。

町長（相澤清一） 今教育次長、また教育長からいろいろ説明をいただきました。教育振興基本計画、これ大綱もありますけれども、大綱を教育振興基本計画にかえて、それをしっかりと位置づけたいというふうな考え方ですけれども、私はそれでよろしいかなと思います。

ただ、大綱の中に教育振興基本計画に全部包含されているのか、その辺だけちょっと確認させて、大綱が大体大きい教育振興基本計画の中に入っているんだよと、そういうふうな中で動きますよというふうな形をとっていただければ、私はいいのかなと思いますので、その辺1点。

あとそれから、20ページ、21ページ、22ページ、説明とありまして、下線引いている、この辺の下線引いている部分は、どのような観点で引いているものか、改めて強調したいのか、その辺の2点だけお聞かせいただきたいと思います。

教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸） 私のほうからでよろしいですか。（「はい」の声あり）

まず、1点目の教育大綱と教育振興基本計画が大綱の中に教育振興基本計画の内容が含まれるのかどうか、全て含まれるのかという御質問ですけれども、今回教育委員会のほうから御提案という形では出しませんでしたけれども、教育大綱（案）ということで整理したものが実際はございます。それをつくる際には、この教育振興基本計画の項目立て全てを突合しながら、

同じような骨組みになるような形で作成したところでございます。

ですので、今回大綱（案）としての形としては出ておりませんが、もし美里町の教育委員会でお示しする大綱（案）として出すとすれば、この振興基本計画を網羅した形での項目立てにはなっているというふうに考えてございますので、この振興基本計画そのものが教育委員会で考える大綱（案）としては同じものだというふうな考えでございます。

それから、今下線があるのはどうしてかということでの確認なんですけれども、19ページから第5章の施策の展開ということで整理をしております。これ自体は、その前段の第3章、第4章で整理をいたしました項目ごとの課題整理、それから、目標に基づいて第5章でその施策の展開を図るという……（発言あり）

ちょっとお待ちください。私が持ってきた資料と少しページがずれていたようでございます。資料では20ページからですね。申しわけありません。

今申し上げたとおり、第3章、第4章と段階踏んできた目標に向けて、第5章ではどういう施策を展開するかというところでの記載なんです、例えば20ページの学力向上の部分でいきますと、学力向上に関する課題、目標があって、次の施策の展開という形になるんですが、この方向性という部分をこの下線をつけて強調しているということでございます。

それぞれぶら下がる施策がございますけれども、その施策を進める上で、どういった方向で進めたらいいのかというのをここに書き出しているんですが、それに全て下線をつけさせていただいているという、強調するための表現ということでございます。

町長（相澤清一） じゃ、そういうふうな考えでよろしいのね。（「はい」の声あり）わかりました。この辺をしっかりと強調して進めていきたいということで。

じゃ、前段で大綱が包含されているということでございますので、文科省で指導しているのも別に大綱を作成する必要はないと、そういうふうになっていますので、そういう基本計画をしっかりと維持できれば、それはそれで私はいいかかと。そのように思っております。

その辺について制定していただければよろしいのかなと。

教育長職務代理人（後藤眞琴） この教育振興基本計画をまず教育委員会としては最初に考えて、それから大綱を考えた。先ほど説明ありましたように、その大綱をどうして考えたかという、やはりこの美里町の教育委員会の教育に対する意気込みをきちんと大綱の中で示しておこうと。それで、その教育振興基本計画はその大綱を具体化するもの、もうちょっと具体化するようなものなんだと、そういう位置づけで一応大綱を考えたわけで、あくまでも文部科学省、これみんな努力義務で、教育振興基本計画をつくらなくてもいいわけですよ。ですけれども、

先ほど申しあげましたように、美里町の教育委員会ではこれだけ教育のことをきちんと考えていくことを町民の方にも理解を示すためにあったほうがいいんじゃないかというようなことで考えてきたわけですが、内容的には本当に同じものなんです。

ただ、大綱のほうですけれども、その名前のとおり、大綱だけを挙げてあるということで、もし大綱がなくてもいいんじゃないかというのだったら、僕もあえて絶対必要だというふうには思いませんが、一応そういう経過で考えてきたわけです。

町長（相澤清一） 大綱をしっかりと位置づけるんじゃなく、大綱も振興基本計画の中にその下の中に下支えとしてあるんだよというふうな考えで、教育委員会で私は持っていたら、それはそれで、あえて制定するとか、何とかしなくてもこの根っこは教育委員会にこの根っこは大綱にあるんだよということで、またその上段で教育振興基本法が制定されれば、それはそれでいいのかなと、私はそのように思っているんですね。

もし後藤委員もそういうふうな形で、ぜひとも教育委員会の意気込みというか、そういうような方向性でぜひ持っていたいというか、それをきちんと大綱として位置づけるなら位置づけても私もそれはそれでいいと思いますけれども、ただ、みんな包含されているなら教育振興基本法と同じ（「同じなの」の声あり）ね、だと思ふから、そういうふうな形でもいいのかなと。私そのように思ってきて、

教育長職務代理者（後藤眞琴） 先ほど教育長からお話ありましたように、首長が変わった場合に教育方針が変わる場合にまた大綱、それから、それに基づく教育振興基本計画を立てるんだと思うんですけれども、その場合に、こういうきちんとしたものがあれば、次に変えるときに首長さんが変わるときにはきちんとした理由を説明しなきゃならないと思うんですね。

ですから、大綱とこの振興基本計画、同じであるとすれば、首長さんが変わっても同じ手続をしなきゃならないと思いますので、絶対大綱が必要だというふうには僕らは考えてはおりませんが、一応教育委員会が大綱まで考えたのは、先ほど申し述べたとおりでございます。

町長（相澤清一） その辺は理解しました。

総務課長（佐々木義則） それでは、確認、項目、大きく2つあったかと思えます。

まず1つ目が今回3月に教育委員会のほうで決定しました美里町教育振興基本計画につきましては、町長のほうの執行権限となっております文化、スポーツの部分についても含まれている計画ということで、美里町教育委員会だけの計画ではなくて、町も含めた計画としたいというようなことで、その方向で進めるということによろしいか、まず確認をさせていただきたいと思えます。

お諮りいたします。その方向で進めるということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

じゃ、もう1点、美里町教育大綱につきましては、御説明いただいたとおり、この教育振興基本計画がいわゆる教育大綱を全て網羅されているということで、この教育振興基本計画を教育大綱にかえることができるということで美里町教育振興基本計画を美里町教育大綱として位置づけるということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そういったことであるということにいたします。

それでは、次に、2点目の美里町立学校へのエアコン設置についてを協議いたします。

資料につきましては、教育委員会のほうから御説明をお願いしたいと思います。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆さん大変お疲れさまでございます私教育総務課の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、最初にお配りしていた学校教育施設へのエアコンの設置についてというものに対しまして、本日両面コピーの、一応ページ数が12、13ということで振ってございますけれども、エアコン設置の内訳の資料にありますが、お渡ししていた資料がちょっと間違っております、それを訂正したものをお配りしているところでございます。

ちょっと計算間違いとか、単純なちょっとミスで、大変恐縮なんですけれども、それを修正したものをお配りしております、全体数については変わっておらないという状態でございます。

それと、追加資料ということで、本日お配りしている、ちょっと厚めの資料がございますので、それらをこれから説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、事前にお配りしている資料から御説明をしたいというふうに思っております。

これまでの経緯といたしまして、大分近年、町長のほうからもございましたけれども、熱中症で死亡者も出ているというようなところもございまして、学校教育施設へのエアコン設置の必要性が問題となっております、政府においても希望する全ての教育施設へのエアコン設置を来年夏までということの方針を発表しているということでございます。

これにつきましては、普通教室に設置するというような方針が出されているということでございます。

それで、本町におきましては、平成30年9月25日に議会から町議会の議長から常任委員会の調査に関する執行部への提言というものが提出されておりました、エアコン設置について提言

があったと。

教育委員会では、平成30年9月27日の教育委員会定例会で学校施設へのエアコン設置について実施する方向で検討を進めるということで確認をしているところでございます。

その後、10月1日に宮城県から県の担当のほうからエアコン設置に対する平成31年度要望（平成30年度前倒し含む）ということで調査がございまして、これに伴いまして、教育総務課のほうで関係するところと調整をさせていただきまして、事前の下打ち合わせというか、そういうものをさせていただいた上で、10月5日まで期限であったもので、早急な調整が必要ということで、こういう調整を行った上で、10月5日に県のほうに大枠の計画を出しているというところでございます。

それで、その内容につきましてなんですが、エアコン設置対象として、エアコンが設置されていない幼稚園、小学校、中学校ということで、11施設ということで、小牛田幼稚園につきましては、エアコンがあるということでございます。全部で186室ということです。

それで、幼稚園につきましては、2園で16室、小学校につきましては、6校で108室、中学校につきましては、3校で62室というところでございます。

内容につきましては、基本的に、壁等で仕切られた教室に設置するというようにございまして、遊戯室、ホール、体育館等については、設置しないという基本的な考えで進めているところでございます。

エアコン設置の財源につきましては、この時点では国庫補助3分の1ということで、文部科学省の補助事業を基準に、ちょっとこのときは考えておりまして、起債につきましては、学校教育施設等整備事業債ということで、地方負担分の75%、このうちの30%が交付税措置ということで、この時点では話がありました。

それで、平成30年度前倒しの場合につきましては、補正予算債ということで、地方負担の100%が起債になるよと。そのうち50%が交付税措置ありますよと、こういうものが活用できる可能性があるというところで話があったというところでございます。

これに伴う設置費用につきましては、現在見込んでいる要望額として4億300万円ということで、これに対しまして補助対象、基準におさまるものというんですかね。補助対象額といたしまして3億7,673万1,000円というところでございます。

それで、(1)として平成31年度通常事業として行う場合は、ここに記載してあるような形になるのかなと。前倒しでやる場合につきましては、こういう形で、財源的には多少有利のかなというふうなところでございます。

それで、エアコン設置に関する課題ということで、再編を検討している中学校、こういうものへの設置内容についてどうしていくかということと、あとランニングコスト対策をどういう形でとっていくかと、この2点でございます。

それで、今後のスケジュールということで、必要予算の見積もり、これは建設課のほうと調整と。あと、補正予算の計上ということで、企画財政課、あとは総務課との調整と。

あとは、実施方法とかスケジュールにつきましては、国、県の動向を見ながらというようなところでございます。

それで、2枚目以降におつけしているのは、これは2ページ目、3ページ目につきましては、これまでの経緯をやりとりをまとめたものということになってございまして、4ページから議会の関係の資料ということで、8ページまでその資料ということでございます。

9ページ以降がこれ実際に国に建築計画というものを提出するんですけども、それ提出している内容というところでございます。

12、13ページにつきましては、ちょっと数字が間違っておりましたので、これは訂正するというところでございます。

それで、14ページにつきましては、これ学校施設の整備関係のハンドブックというものがございまして、その中に(11)ということで、大規模改造、これが通常ですと財源として該当になると。一番上ですね。ということになってございます。

それで、その後、15ページ以降につきましては、これは一番初期にいろいろと関係各課と、あとは副町長、町長と内容調整する際にお渡ししている資料でおつけしているというところでございます。

それと、本日お配りさせていただきました資料でございます。これにつきましては、この後にまた国の動きがございまして、ちょっといろいろとばたばたと内容について示されていることがございまして、そのほうを説明させていただきたいなというふうに思います。

平成30年10月17日に、これ県の担当のほうからでございますけれども、ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金の創設がありますということで、速報連絡がありました。

それで、新交付金の内容につきましては、国庫負担が総額で985億円になりますよと。そのうち、冷房に関するものは817億円になりますよということで、これを事業費ベースで試算してみると、2,450億円というような総事業費になるのかなというところでございます。

これを受けまして、10月18日に県のほうに問い合わせをして、整理したことをここにまとめているということでございます。

制度の概要につきましては、補助率につきましては3分の1ですと。あとは、対象範囲が400万円以上2億円までということで、これは1校当たりの金額ということでございます。

あとは、地方財政措置として起債充当率は100%ですと。あとは、交付税算入率が60%ということで、当初補正予算債考えていたものよりも交付税算入率が高いというようなところでございます。

それと、年限でございますけれども、平成30年度の補正予算限りですと。今回限りの措置ですとということでございます。

それで、文科省の平成31年度の空調に関する補助についてはありませんと、ゼロですというようなところも話をされているというようなところでもございました。

ポイントといたしましては、これは空調とブロック塀に特化した特例的な運用ということで、これからの予算措置になりますので、来年度への繰り越しについては可能であるというようなところがございます。

あとは、速やかに整備するために着手済みの事業であっても対象にしますと。事前にやったことに関しましても対象にいたしますよというようなところで話がされております。

スケジュールにつきましては、10月15日に補正予算案が閣議決定されまして、10月の第3週の中で事業計画提出依頼、これは国から県、そしてあと各自治体に、市町村に最終的な調査依頼というのが今されてございます。本町では26日まで最終的には県に計画を提出するということになってございますけれども、それを受けて、最終的に国で省庁間調整を行いまして、そして、11月下旬には内定を出すと。そして、12月中旬には交付決定があるのではないかというような予定でございます。

それで、確認事項ですけれども、普通教室へのエアコン設置は、もう予算化はされると。これはもうほぼ確定だというようなことでございます。

それで、それ以外の教室ですね。特別教室等についてはどうだということなんですけれども、これにつきましては、調整中であると。今調査を行っておりますので、精査した中で全体適応を見て調整をしていくというところで、ここはまだ不確定というようなところがございます。

あとは、実施設計については、もう内定前に契約していいですよ。早く始めてくださいよというようなことでした。

あと、工事につきましては、交付決定後に契約することが望ましいという話でしたが、いずれ12月中旬の決定ですので、そこまで工事ができるかということ、まだできませんので、準備できませんので、これは交付決定後になるのではないかとということでございます。

美里町のスケジュールということで、これは確定のスケジュールではないんですが、こういう流れであるということでお示しさせていただいております。

まず、10月26日に県に最終の事業計画を提出します。現在は、普通教室と特別教室、その他ということで、仕切りのある部屋については、全て186室になりますけれども、出しているというような状況でございます。それを見なおしたものを、最終的に精査したものを26日までということでございます。

あとは、11月5日に臨時議会を予定しているということがございますので、そこに実施設計の補正予算をとらせていただきまして、技術的な部分でございますので、建設課のほうに実施依頼ということをしていただき、建設課で実施伺いをとって、決裁をとっていただいて、総務課のほうに依頼をさせていただきたいなど。

それで、6日の指名委員会にかけさせていただいて、16日入札の、20日あたりに契約というようなスケジュールでいかがでしょうかということでございます。

あと、工事費につきましては、現在のところまだ幾らかかるというのが積算できているわけでもございませんので、実施設計の状況を見ながら、いつ乗せるかというようなところで、臨時議会を含めて、今後検討していくというように考えていくというようなところであると思います。

課題といたしまして、3つほどあと載せさせていただいておりますけれども、統合予定の中学校等へのエアコン設置ということで、これはもう補助申請提出済みということになりますけれども、いずれ、統合予定している部分についてどういう対応をしていくんだというところは、当然しっかりと決めていかなければならないのかなというところと、普通教室以外の教室へのエアコン設置の補助採択ということで、これもまだ確定していないところがございますので、これは動向次第でちょっと変わってくるのかなと。含めてやるのか、例えば特別教室は除外になるのか、その辺をちょっとこれから課題になるのかなと。いずれ、最初に実施設計を出すということになりますと、今のところ両方考えておりますので、普通教室とその他も考えておりますので、じゃそれどうするんだと。もし実施しない場合は、例えば変更契約をして、特別教室は落とすのかとか、そういう部分もありますので、課題かなということでございます。

あと3つ目として、今のところ仕切りのある教室というところで考えてございますが、再度調査、今26日まで精査して出せというような話がある中で、ホールなり遊戯室なり体育館、そういうものについてどうするかというのは、改めて確認する必要があるのかなということございまして、ここに課題として載せているというところでございます。

それで、この資料、ちょっとページを振っていなくて大変恐縮なんです、裏面から以下、これ県のほうから情報提供があった資料と。30年10月17日に国から県に対しての説明会というのがありまして、その際に使われた資料をおつけしているというようなところでございます。

内容につきましては、先ほど説明した1ペーパーというか、その部分で盛り込んでいるということでございまして、詳細につきましては、ちょっと突然お配りした資料で恐縮なんですけれども、後でちょっとごらんをいただければなというふうに思っているところでございます。

ちょっと雑駁になりましたが、私からの説明は以上というところでございます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、協議というか、質疑に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

町長（相澤清一） この件については、やっぱり議会でも一般質問もあったし、委員会からも提言もいただきました。

そういうような方向で、やはりことしの夏だけでなく、やはり近年ずっとやっぱり非常に暑い夏が続いて、多分来年も再来年も恐らく続くだろうと。そういうので、来年は涼しいんじゃないかなんていう、そういうばかな予想はしないほうが私はいいだろうと。当然そう思います。

そういうふうな中で、やはり子供の命を守るために、また、教育のそういうのに集中してできるためにも、対応しなきゃいけないということで、教育長なんかとも相談させていただきました。

そういうふうな中で、やっぱり課題となっているのは、どこをどのようにどこまでするんだということが大きな課題なのかなとは思っています。

普通教室は全て設置するのは当たり前のことですけれども、今後のその辺をしっかりとやはり協議して、絞っていかねばいけないなど。全て全てのところにつければいいんですけれども、例えばまず1つ、特別教室がいろいろなものがあるけれども、特に絶対特別教室としてエアコンが必要なところは、私は余りその辺はわかりませんので、教育委員さんたちしっかり知っていると思いますので、どの辺、どこが一番絶対つけなきゃいけないというところ、多分あると思うんです。

技術室はまあいい、音楽室は、パソコン教室とか、そういうのは、その辺がしっかりと教えてもらえば、全体像が見えてくるのかなと思っていますので、予算もありますので、そういう

意味で、ちょっとお聞きをしたいなと思っています。

特別教室で絶対ここだけは外せないという、普通教室と同等に絶対なきやいけないというところ、多分あると思うんですけども、全て必要だと言われれば、それはそれで、そのとおりなのかもしれないけれども、

教育長（大友義孝） 今特別教室のことで、パソコン教室だけはエアコンつけさせていただいていましたので、そして、どれも絶対必要だというのは全部だと私は思っています。

その中でもやはり言葉の教室とか、特別支援で使っている教室なんかもあるんです。そういったところは、子供たちが常にいるところなので、どうしても必要じゃないのかなと。

あと、少人数指導でも使っている教室なんかもそうであります。

やはり、毎日毎日使わない教室というのは、例えば教材の準備室とかもあるんですけども、そういったところも、じゃ隣の部屋が教室なので、ドアをあけておけば冷えるのかということ、そうでもないんですね。

限定していくのは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

特別教室は、理科室、音楽室、図工室、これは常にもう使っています。それから、家庭科教室、視聴覚室、パソコン教室はもちろんそうですし、図書室なんかもそうですね。

ですから、こうやって見ると、全部がやっぱり使うんだなというふうに思うんですが、成澤先生いかがですか。

教育委員（成澤明子） 今大友教育長がおっしゃられたように、既にあるところは、保健室であるとか、あるいはパソコン室、何か人間よりも機械のほうがデリケートということで設置されていますけれども、やっぱり今話されたように、特別支援の教室とか、言葉の教室とかというのはもちろんのことですし、あとは家庭科室とか図書室とか、やっぱり図書室とかが涼しければ、子供たちは自然にそこに行って、じゃあそこで涼しいから本を読もうということになると思いますし、やっぱり必要ですね。

逆に、どこが必要じゃないかと言われても、なかなか……。

あとは、本当に差し迫って特別教室は予算の都合でできないこともあるというふうなことなどが生じた場合は、現場の先生方にお尋ねするのもいいんじゃないかなと思います。

町長（相澤清一） 予算もあるから、全てつける、そういうふうに検討に入っていますけれども、全てつけられないときには、やっぱり何らかの形で、設置したところに有効活用ということも先生方にも考えてもらいたいなというのは、1つはありますよね。

全部つける方向で考え、私も副町長もやはり教育長もそうですけれども、そういうのは全体

ではその辺に考えていますけれども、なかなか予算というものもあるし、この予算もこれからまだまだよくなる可能性もあるようだね。きょうから臨時会かな。

だから、どのように変わってくるか、我々も町村会でも市長会でも多分これでは足りないということで、勝手に国で語ったんだから、もっと補助しろと、そういうような話は当然強く働きかけますから、これからもっとよくなる可能性はあるから、そういう面では、全体を設置するというふうな方向では考えていきたいなと。そういうふうには思っています。

あと、課題として、統合中学校、この問題は差し迫って、今統合中学校も進めていますので、大崎市なり蔵王なり、そういうところ新聞報道で見ると、やはり3年後、4年後しっかりと見据えたところは、普通教室だけに限るといって、そういうふうな形で設置の方向が決まっている学校もあります。自治体もあります。

ですから、私なんかもそう思っているんですけどもね。まず普通教室には全室つけると。しかしながら、あと特別教室もそれもどうかかわからないけれども、その辺は今後すぐつけて、3年後に開校するのであれば、そういうふうなことをしっかりと有効的に活用するような方向で設置を見合わすと。そういうふうなところでも私は現時点でそういうふうな思いはしていません。

その辺は、もう少し精査して考えなきゃいけないのかなとは思っています。

教育長職務代理者（後藤眞琴） 僕も今町長の発言を聞いて、ちょっと安心したんですけども、できるだけ多くの教室に、特別教室も含めてエアコンつけると。

それに、僕残念に思っているのは、この自治体のお金あるなしによって子供たちの教育環境が変わってくると。これはおかしいんじゃないかと思うんですね。お金あるところは早くからエアコンもつけて、ないところは今度の措置でもつけないところ、実態あるかもしれない。それを文部科学省が許しておくということ自体が僕はおかしいんじゃないかと思うんですね。

ですから、ここの自治体、僕も住んでいる美里町、そんなに裕福ではないだろうと。どっちかという貧しいだろうと思うんですけども、でも、やっぱり子供たちにはこれだけの最低限は保障するような教育環境をぜひつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

町長（相澤清一） そうですよ。本当に。今度町村会にでも行ったら、本当に後藤委員が言ったようなことをそっくりそのまま言っている人なんかも……（「よろしく願います」の声あり）

教育長（大友義孝） やっぱりことしの夏場に本当に暑いときに、中学校、小学校回ってみて、

先生方全員いらっしゃったんです。教室に。やはり、エアコン2台入っているんですけども、やっぱりパソコンの熱気と人の熱気でもがんがん回すと、きき目はかなりあるんですね。ですから、この統合予定の中学校という部分についても、やはり業務用エアコンと家庭用エアコンとの機種によってやっぱり違うところがあると思うんですね。

業務用エアコンだとかなり高くなるし、家庭用エアコンであれば、通常の値段だろうと。一般家庭のエアコン。そういった使い分けなんかも必要なのかなと。

今町長お話しのご統合予定の学校が今うち以外の自治体の中であると。教育長さん方に話を聞いたら、リースでやっていきたいというお話もあったんですね。ただ、リースだと、補助金も何もないんですよ。むしろ高くなるんじゃないですかという話はしたところなんですけれども、そのリースも借りる台数ですね。それが今度は問題になってくるんだという話はお伺いしました。

それを考えると、やっぱりこの補助金、交付金の関係はあるわけですけども、やはりつけられるのであれば、つけたほうがコスト的にも安いのかなと。

ただ、将来における室長のほうから説明がありましたように、この課題の中でのコストの部分もこれから気にしていかなきゃならない。電気料金ですね。これは、第二弾でも考えなきゃならないんだなというふうには今感じているところです。

きょうはいいんですか。説明。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃ、関連しまして、私のほうから。

いずれ、大ざっぱな試算なんですけれども、1校当たり100万円から150万円ぐらいの電気料金が上がると。これまでなかった分ですね。年間で100万円から150万円ぐらいというところがそれぞれ上がっていくと。掛ける11校というふうな、単純にそういう金額がかかっていくという中で、やっぱりどういう対応をしていくんだということも今いろいろ検討しておりまして、今ですと、新電力に切りかえることによって、例えばCO₂を削減していきますよとか、あとは電気料金を安くしていきますよと。

今いろいろやっているところなんですけれども、約10%程度切りかえると落ちるというような、そういうところもございますので、ただ、十分に内容を確認しながら取り組む必要がございます。

あとは、教育施設だけの問題ではなく、公共施設全般についてどうしていくんだという話が当然ございますので、当然全体的な中での進め方ということになっていくのかなと。

美里町として今後のCO₂削減、あとはコスト削減という部分でいろいろ調整しながら進め

ていくというようなことをいずれもうエアコンについてどんと前に出てきてしまったので、もうつけるということになってきているので、そこら辺は急いでコスト対策もとっていく必要があるのかなと。

それにつきましては、町長部局のほうでカーボンのマネジメントというか、CO₂関係の削減とか、そういう計画がございますので、今回エアコン設置することによって、計画がちょっと変わるんですね。今まで見込んでいない負荷がかかるというふうなことがございますので、そこら辺をこの計画との整合性をとりながら、あと今後のコスト縮減、それをどういう形で進めていくんだというところをちょっと詰めていく必要があるのかなと。

これもエアコンの導入と並行してしっかりと対策を打っていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。以上です。

町長（相澤清一） 体育館なんかは、ちょっと聞いたところによると、避難所に指定されているところは、結構いい補助率でエアコン設置も可能だという話は聞いたんだけど、その辺は。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それにつきましては、そちらの防災安全というか、そちら側の事業で、大分優遇された制度があるんですが、今回の新しくできた交付金、これのほう若干財政的に見ると、財政負担が少ないと。一般財源の持ち出しが。

それで、おつけしている資料の一番後ろですかね、表があると思うんですが、表というかがラフですか。参考 地方負担イメージというところ、その前ですか、失礼いたしました。その前に、こういうのございますかね。こういう、後ろから2番目、これの地方負担イメージということで、空調設置事業ということで、これでいきますと、国庫補助が3分の1で33.3、あとは、地方負担分の100%について起債ですよと。それで、元利償還金の60%を差し引くと、実質の負担は26.7%ですよと。

防災のほうのやつを見ますと、30%が実質の地方負担だというような事業ですので、どちらがいいかということ、若干今回の交付金の事業で取り組んだほうが財政的にはよろしいのかなというところでございます。

教育長職務代理者（後藤眞琴） この新交付金の場合には、ランニングコストのあれが全然入っていないくて、これは、あとはつけたら、各自治体の努力次第だということになるわけですか。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今のところそういうことではないかなと。

教育長職務代理者（後藤眞琴） それは、どこか要望とかできないんですか。

町長（相澤清一） これは、するけれども、当然更新というのはあるから、さっきも言ったよ

うに、勝手に言って、地方自治体がこれからも全部負担しろなんて、そういうことがまかり通らないだろうから、多分みんな同じ考えだと思うから、その辺は市町村会なり県なり、そういうところと一体となって、やっぱり国に働きかけていくような形になると思います。（「よろしくをお願いします」の声あり）

当然10年ぐらいしたら、やっぱり更新なりメンテナンスの変わるものが出てくるから、非常に大きいから、

あと、この申請というのは、例えば申請して統合中学校なんかの場合だと、いや、やっぱりよく考えたら普通教室だけにして、こっちは取り下げるということが可能かどうか、その辺。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それが一応10月26日の申請までに精査しろという話なんです。

ただ、そう言われてもなかなか現時点でぱっとどうするかというところは、なかなか出ないところがありますし、例えば大崎市なんかの担当のほうとちょっと話をしますと、大崎市でもやっぱり決めかねているというところがございますので、とりあえず申請については上げておくしかないのかなと。

そして、ある程度理由をしっかりとつけて対応していくというんですか、取り下げる際もこれこれこういう検討した結果こうなりましたとか、なので、今時点で絞り込みをちょっときつくとするとなると、漏らしてしまう可能性もありますので、ちょっとそこは今の時点で試算しているもので、ちょっと走るしかないのかなというところで考えております。

町長（相澤清一） やはり、今後のこともあるから、例えば取り下げるときに、やっぱり取り下げたとか何らかの条件つけられたりすると困るから、やっぱりそのようなことがないように、当然、でもやっぱり後からということはないから、最初からやっぱりつけていて、あと落とししていくと。それは多分可能だと聞いているから、（「はい。そのやり方しかないのかなと」の声あり）

教育委員（成澤明子） 報道だから、聞いた話になるわけなんですけれども、岩手県の紫波町という町で非常に条件はよかったと思うんですが、体育館とか、もう全て断熱をきちんとしたので、ことしのすごい夏のときもエアコンなしでもやっていけたということを聞いています。けれども、トリプルガラスというのはすごく高いので、ペアガラスにして内容を二重にしてコストを下げたりするような努力もしたりしたそうです。これから先、エアコン等を設置はするものの、機材は古くなってきますし、ランニングコストもかかります。新しい中学校をつくる

場合も、そういった断熱であるとかということ、あるいは電気を何とか地域内で流通させるとかというようなことも並行して考えていかなければいけないのかなと思っています。（「そうですね」の声あり）理想といえば理想かもしれませんが、

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 効率を上げないと、消費するばかりですから、既存施設につきましてもやはりちゃんと確認しながら（「町全体の話になっていくと思いますけれども」の声あり）

町長（相澤清一） だから、統合中学校の関係もあるから、その辺は各自治体の取り組み方法を見ながら、当然大崎市、栗原、登米とか、蔵王とか、差し迫ってそういうところがあるから、そういうところも情報を見ながら、やっぱりその対応策を考えていかなきゃいけないと思います。その辺は、いろいろと考えていきたいなと思っています。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。ちょっと私のほうから確認というか、させていただきたいと思います。

まず、エアコン設置については、このような状況もございますので、先ほどスケジュールとしてこういう形で予算計上してということでお話ししていますので、このような流れで進めさせていただくという、まず御確認を1点と、あとは、特別教室等々に対しましてというか、まだ決まっていない部分もございますけれども、失礼しました。その部分ではなくて、統合中学校ですね。統合中学校の部分につきましては、周辺状況を確認をしながら対応を進めていくと。ちょっと流動的なところはございますけれども、周りを見ながら適切にというか、進めていくというようなところでよろしいかというようなところ、あと、3つ目ですけれども、仕切りのある教室ということで、今お話をしておりますけれども、そういう方針で考えておきまして、ホール、遊具室、体育館については設置はしないということで考えておりますけれども、その考え方でよろしいかということで、この3つをちょっと確認させていただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

町長（相澤清一） そういうふうな方向でいいから、あと申請を前もってやるけれども、取り下げる方法もやっぱりその状況の中で取り下げるという、その判断もすることもあると。そういうことでいいんじゃないかな。（「はい」の声あり）

総務課長（佐々木義則） それでは、今お話があったとおり、学校教育施設のエアコン設置については、今お話あったとおり進めていくという中で、統合中学校なりの部分については、今後細部を詰めて検討しながら進めていくという方向で確認をさせていただきたいと思います。

それでは、協議案件については、以上で終了というところでもよろしいでしょうか。（「は

い」の声あり)

ありがとうございました。

町長(相澤清一) もう一つだけ。11月5日の臨時会で実施設計も入るけれども、それも今の
ような形で全部事前に予算で組み込むということで、計上するというでいいんだね。

教育総務課学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) すみません。その説明をしていなかったん
ですが、まず、前倒しでやる分についても該当するという事業ですね。そういうことがござい
ますが、ちょっと今のところまだ不確定な部分がございますので、その事業によるというこ
とは想定されるんですが、まず、実施設計につきましては、まず単独費というか、財源としては、
町の一般財源というようなところでまず組ませていただいて、あとは、その後に内定と決定と
ございますので、そして、工事を乗せる際に、そういうタイミングで財源の組み替えというん
ですかねというようなところになると思います。

あと、補助対応の部分につきましては、その地方負担分については、補正予算債というか、
失礼しました。今回の新交付金のものが該当になると。それで、実際の補助対応額と基準、国
が決めている対応額と実際の工事費までのちょっと間がございます。補助にならない部分とい
うんですかね。実際の工事費、補助までの工事費と実際の工事費ってやはりちょっと開きがご
ざいまして、その部分については、どういう対応をするかということが出てきますけれども、
それはちょっと起債の関係で、企画財政課と調整しながら、補助と実工事費までの間のお金に
つきましては、別起債で対応していくという形になるのかなというふうに思います。

それで、実施設計につきましては、例えばどこに置くかということですかね。全体額がかかる
中での補助対象にするのか、起債対象にするのかというのは、これはいろいろな置き方がある
ので、そのあたりもちょっと整理しながら進めていくということになると思います。

町長(相澤清一) 実施設計というのは、例えば全部を網羅した実施設計と、あと例えば中学
校、普通教室だけ設置する実施設計と、その金額の差というのはあるのか。違うの。

教育総務課学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) 部屋数に応じて金額が変わってくると思
います。

町長(相澤清一) じゃ、実施設計のときは、全体を網羅したやつをやるか、それなりに高く
はなるわけ。

教育総務課学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) そうですね。それで、どこまで事業として
取り組むかというところで、例えば普通教室だけの設置になりそうだということになれば、や
はりその部分の設計をやって、その特別教室の部分は例えばやらないで変更で落とすとかが、今

要望入っていますので、それはちょっと状況を見ながら、ちょっと受注者というか、そここの話し合いになるのかなと思いますけれども、

町長（相澤清一） このくらい、186室というのは、全て特別教室も入った中学校の特別教室も入った数でしょう。（「はい」の声あり）だとすると、やっぱりこれから12月5日前には、その判断もしていかないと、実施設計にそのまま入っていくというような格好になるの。

教育総務課学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうです。なので、とりあえずそれを見込んで、特別教室等も該当するであろうという見込みでとりあえず上げて、そして契約して、例えば20日あたりに契約になるので、そのちょっと後ぐらいに内定が出てきます。その内定時点では、特別教室までいいよという話になれば、そのまま設計を進めると。ところが、普通教室のみですよという話になれば、じゃ、特別教室も含めて出していますので、じゃこの部分については、申しわけないけれども、やらないで、普通教室のみの設計をして、とりあえずやるという方法もありますし、町の単独として、そちらの起債で取り組むとか、そういうことになれば、特別教室はこれもやるとなれば、起債の事業を充当してやっていくと。そういう判断も出てくるのかなというふうには思いますけれども、（「なるほどね」の声あり）その状況に応じて、まだ要望自体出ていないので、新交付金の、これこれこういう内容でこうやりますよというかちょっとしたものがまだ出てきていないので、それ次第ではまた変わる可能性もあると。今後、御説明したことがさらに変わる可能性もあるというところは、お含みいただければなというふうに思います。

町長（相澤清一） わかりました。

総務課長（佐々木義則） それでは、これで協議事項については終了させていただきます。

日程第4 その他

総務課長（佐々木義則） それでは、4番、その他というところで、皆様から何か御意見、御質問等、その他のところでございましたら、お願いしたいと思います。

町長（相澤清一） じゃ1点だけ。今年度全国学力学習状況調査結果というのが8月1日に示された。そういうふうなことを受けて、本町ではやっぱり県平均よりも全国平均よりも若干、いっぱい努力しているんですけども、若干下回っていると。全体的に。

この辺をやはりこれからは、やっぱり学校の本町の方針としても基礎学力の向上ということをやったって、しっかりとこれまでもいろいろな形で手厚くしている。その現状がそういうふうな中で、まだまだ効果があらわれないといいますが、なかなかそういう面では数字に平均レベ

ルに達していない。

私は、平均レベルぐらいまではどうしてもってほしいなという思いがしているのね。

ですから、今後教育委員会として、このどこに目標を置いて、どのようなこれから施策を講じていくかということもやはり必要なのかなと。

学校の先生だけに頼ってはいだめだよと。教育委員会としてのこの基礎学力の向上に向けてどのような対策を講じていくかということはこの機会に、すぐきょうどうのこうのという話にはなりませんから、そういうことも検討していただいて、この美里町では学力が非常に上がったんだなと。あそこの町に行けばやはり学力がもっともっと子供の伸び代があるんだなというふうに、そういうふうなまちづくりにしてほしいなと思いますので、教育委員会の皆さんにはその辺も協議をして、今年度は特に大河原、またよくなったよだから、余り特別なことはしていないということは聞いていますけれども、やはり数字がいいから、何らかの形でしているんだろうとは私は思うのね。

秋田のみならず、そういうところの参考事例も含みながら、今後の教育委員会として町の教育委の基礎学力向上に方向性をしっかりと示して、そして、学校に対応していただければありがたいなと思いますので、その辺は皆さん方で協議をして、よろしくお願いをしたいなと、そのように思っております。

教育長（大友義孝） 町長のお話を受けまして、教育委員会でもこれからその基礎学力の定着、そして向上に向けて努力していきたいと思っております。

ことしいろいろ分析もさせていただいたところ、基礎学力の部分、A問題、B問題がありまして、どうしてもA問題のほうは定着はしているんだなというふうに思っているんですね。

応用になると、落ちているという部分はなぜかというところを今学校教育専門指導員のほうで分析をしているんですが、やはり読解力が定着していないんじゃないか。質問の趣旨が理解していないんじゃないかというふうなところがちょっとあるんですね。

これをどのように理解して解消するすべを今考えております。

その中で、CRT調査という部分をお認めいただいて、ちょっと高学年、小学校の4、5、6だったと思いますが、させていただいているんですが、その分析の1こまに読解力がどれだけあるのかというのをちょっと見きわめるところがあるんです。それを今分析中でありまして、その対処方法をこれから教育委員会の中でも検討してまいりたいというふうに思っております。

それ以外のところもあるのかもしれませんが、なぜ今見えたのはそこだということをございます。（「よろしくお願いたします」の声あり）

総務課長（佐々木義則） そのほかございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

日程第5 閉会

総務課長（佐々木義則） それでは、全て終了ということで、次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員会の皆様方へは、事前に教育委員会事務局を通じて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成30年度第1回美里町総合教育会議の一切を終了させていただきます。

本日は大変お疲れさまでございました。

午前11時38分 閉会

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年 月 日
